

企業主導型保育事業における立入調査の状況について

(令和5年度結果)

目的

○企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査等基準」に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況

○立入調査の実施施設：4,417施設

○対象施設 協会の実施対象：4,117施設

- ・事故のあった施設、通報があった施設の設置主体である企業等が設置した施設
- ・これまでの審査や指導・監査を踏まえて、状況確認を行う必要がある施設等

受託事業者の実施対象：300施設

- ・東日本エリア180施設、東海エリア120施設で運営を行っている施設など

年 度	実施施設数	保育内容等に関する指摘事項があった施設数
令和5年度	4,417施設	2,225施設（50.4%）
令和4年度	4,432施設	3,781施設（85.3%）

※立入調査の結果について各地方自治体へ周知済。全ての施設において、改善報告書を提出済。

令和5年度主な文書指摘事項（上位10件）

職員配置や保育内容に関する文書指摘事項 （具体的な文書指摘事項例）	R5年度件数 （割合）	【参考】 R4年度件数 （割合）
①開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること （主たる開所時間において、必要保育従事者の配置基準を満たしていない時間帯がある）	884 (20.0%)	869 (19.6%)
②安全計画に基づく安全確保のための取組を行うこと （保護者・職員に周知されていない、施設外での活動等の点呼・児童の所在確認を行う方法が整備されていない）	436 (9.9%)	—
③乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること （実施されていない、または受診できていない児童がいる）	309 (7.0%)	387 (8.7%)
④マニュアルに基づく虐待防止対策を適切に行うこと （施設独自の虐待防止マニュアルが作成されていない、不適切な保育を未然に防止するため、定期的に点検していない）	294 (6.7%)	77 (1.7%)
⑤乳幼児の健康診断を適切に実施すること （実施されていない、または受診できていない児童がいる）	191 (4.3%)	185 (4.2%)
⑥職員の健康診断を適切に実施すること（採用時又は定期） （実施されていない、または受診できていない職員がいる）	138 (3.1%)	134 (3.0%)
⑦食事の提供は自園調理等により適切に行うこと （土曜日のみ、家庭から弁当を持参させている、家庭からミルクを持参させている）	124 (2.8%)	160 (3.6%)
⑦設備等の安全対策を適切に行うこと （危険防止に対する配慮がなされていない、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施していない）	124 (2.8%)	54 (1.3%)
⑨保育内容及び利用料金等を適切に掲示、提示すること （保育所運営規程や重要事項説明書（兼入園のしおり）に定めがない、利用しようとする者が見やすい場所に掲示されていない）	123 (2.8%)	667 (15.0%)
⑩非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定、訓練等を適切に実施すること （30人未満の施設で災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容策定されていない、避難消火等の訓練が年に1回も実施されていない）	106 (2.4%)	160 (3.6%)